

子どもの貧困対策の推進について

I 都道府県子どもの貧困対策計画の策定について

昨年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、国において、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などを盛り込んだ大綱が決定された。都道府県は、この大綱を勘案して、都道府県子どもの貧困対策計画を策定するよう努めることとされている。(P.3~4)

II 本県における子どもの貧困対策について

1 子どもの貧困の状況

国が指標としている「子供の貧困率」等の都道府県ごとの数値が公表されていないため、本県の状況を参考となる指標等からみると、

(1) 生活保護の状況 (P.5)

- ・本県の生活保護率は平成7年度以降、全都道府県で最も低く推移しており、被保護世帯数及び人員も、平成20年のリーマンショック以降増加したものの、近年は高止まり傾向にある。
- ・しかし、世帯類型別にみると、稼働年齢層である「その他世帯」の割合が近年高くなる傾向にある。

(2) ひとり親世帯の状況 (P.6)

- ・ひとり親世帯の親の9割以上が何らかの仕事に就いているが、このうち母子世帯にあっては、「臨時・パート」などの非正規雇用の割合が3割を超えている。
- ・また、年間就労収入も、母子世帯の約4割近くが200万円未満と低くなっている。

(3) 子どもの状況 (P.8~9)

- ・不登校の児童生徒数は中学校に入ると急増しており、また、いじめは学年を問わず発生している。このため、県では、小・中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、子供の問題行動の背景にある学校が踏み込みにくい家庭内の問題について、関係機関と連携してその解決に努めている。
- ・また、児童虐待の相談件数、小中学校における就学援助率ともに、近年は横ばいで推移している。

本県における子どもの貧困の状況については、全国と比較して特段厳しい状況は認められないが、子どもが生まれ育った環境により夢や希望を叶えられないなど、世間の貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困を解消するため、経済的に厳しい事情や環境にある子どもやその保護者への支援に積極的に取り組む必要がある。

2 子どもの貧困対策の主な取り組み等 (P. 10～11)

(1) 教育の支援

- ・ 学びサポート講師や学級支援講師等を活用した、個に応じた学習指導・生活指導等
本県独自の効果的な教育の推進
- ・ 問題を抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、引き続きスクールソーシャル
ワーカーを派遣
- ・ 教員OB等によるひとり親家庭の児童への学習支援

(2) 生活の支援

- ・ 「母子・父子自立支援員」制度の周知など、ひとり親家庭が身近なところで相談で
きるよう相談機能を充実
- ・ 家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進
- ・ 生活困窮者に対する就労その他の自立に関する相談支援

(3) 保護者の就労に対する支援

- ・ ひとり親家庭の親等に対する就業相談や求人情報の提供
- ・ ひとり親家庭の親が経済的自立効果の高い職に就くために必要な資格取得期間中
の生活負担の軽減
- ・ 生活困窮者に対する就労その他の自立に関する相談支援 (再掲)

(4) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子寡婦福祉資金の貸付対象の
父子家庭への拡大
- ・ 低所得世帯の高校生に対する奨学のための給付金の支給や、私立高校に係る授業料
等の免除補助の実施
- ・ 離職により住宅を失った生活困窮者等に対する住居確保給付金の支給

子どもの貧困対策の取り組みは、現在、基本計画策定部会において検討されている「子育て支援・少子化対策条例基本計画」の内容と多くが重複する。また、子どもの貧困対策は、子育て支援の側面も併せ持つことから、今後、「子育て支援・少子化対策条例基本計画」との一本化について、基本計画策定部会及び県民会議において協議いただくこととしている。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)
(平成26年1月17日施行)

現状・背景

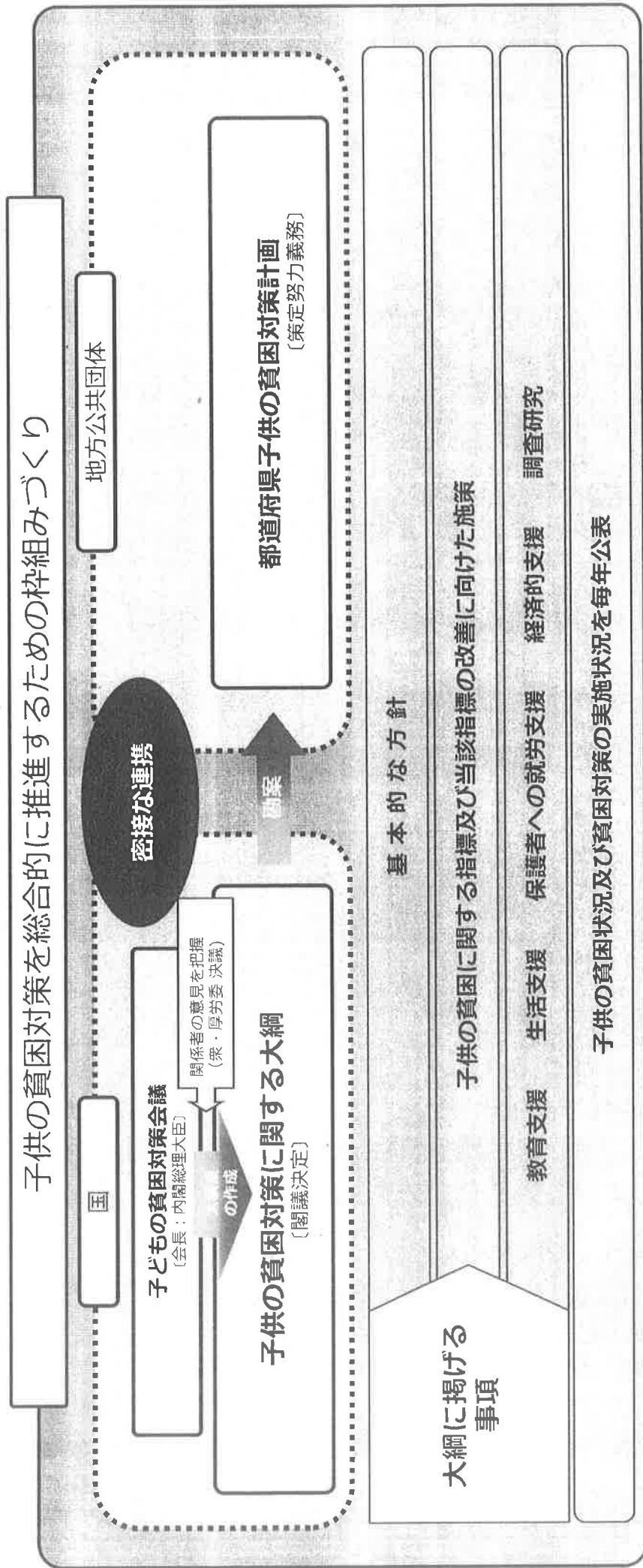
- 子供の貧困率
16.3% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中25位) (OECD(2014) 日本は2009年 (15.7%))
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
54.6% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中33位) (OECD(2014) 日本は2009年 (50.8%))
- 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率
90.8% (全体 98.6%) (2013年厚労省/文科省)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子供の貧困対策は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

子供の貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえ、対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率:80.6% (正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・父子家庭の就業率:91.3% (正規67.2% 非正規8.0%)
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)

など、25の指標

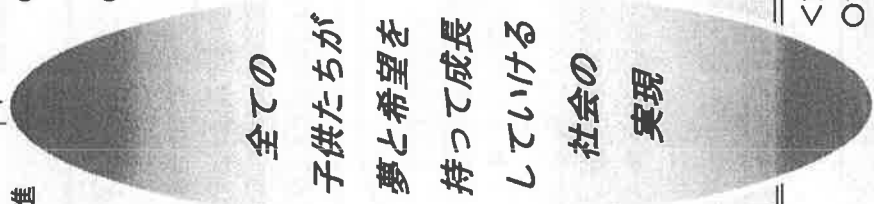
指標の改善に向けた当面の重点施策

＜教育の支援＞

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得運動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

＜生活の支援＞

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
 - 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など



社会の実現

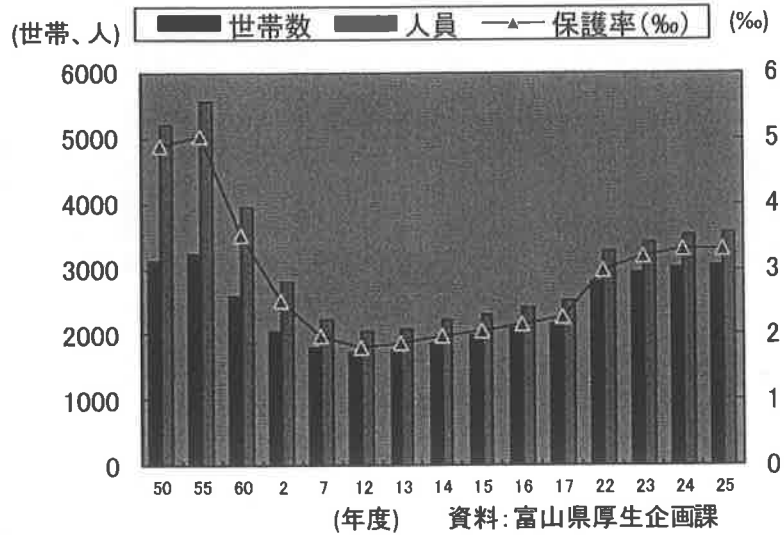
- ＜経済的支援＞
- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
 - ひとり親家庭の支援策に関する調査研究
 - 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
 - 養育費の確保に関する支援 など
- ＜施策の推進体制等＞
- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
 - 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
 - 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

((1) 子育て家庭の状況)

③生活保護世帯の状況

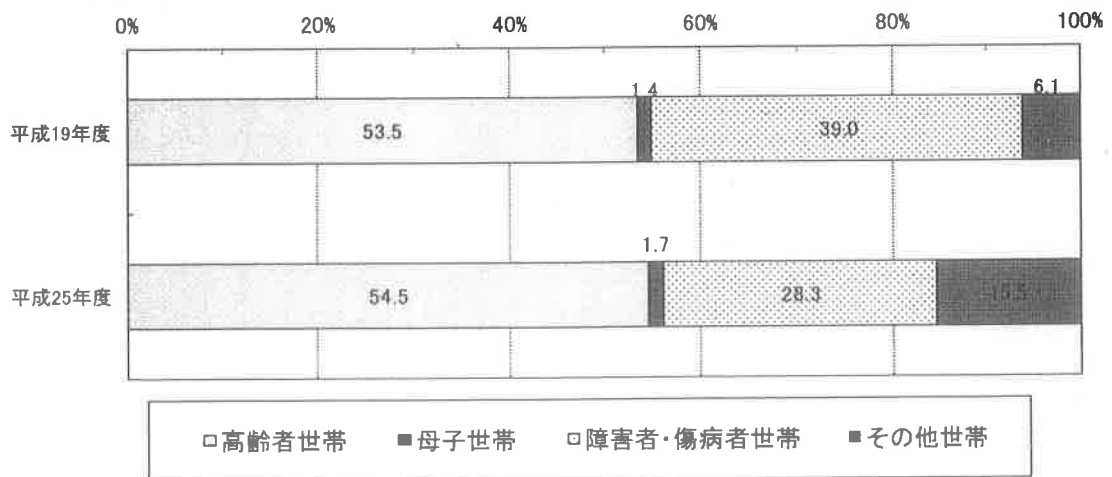
本県の被保護世帯数及び人員は、いずれも平成20年秋のリーマンショック以降、増加していましたが、近年は微増ないし高止まりの傾向にあります。

◎生活保護世帯数、人員、保護率の推移(富山県)



また、受給世帯の構成比を世帯類型別にみると、高齢者世帯が最も高く、次いで障害者・傷病者世帯となっています。また、いわゆる稼働年齢層といわれる「その他世帯」の構成比をみると、平成25年度は15.5%となっており、平成19年度(リーマンショック前)の6.1%と比べて、約2.5倍となっています。

◎世帯類型別の状況(保護停止中世帯を除く)

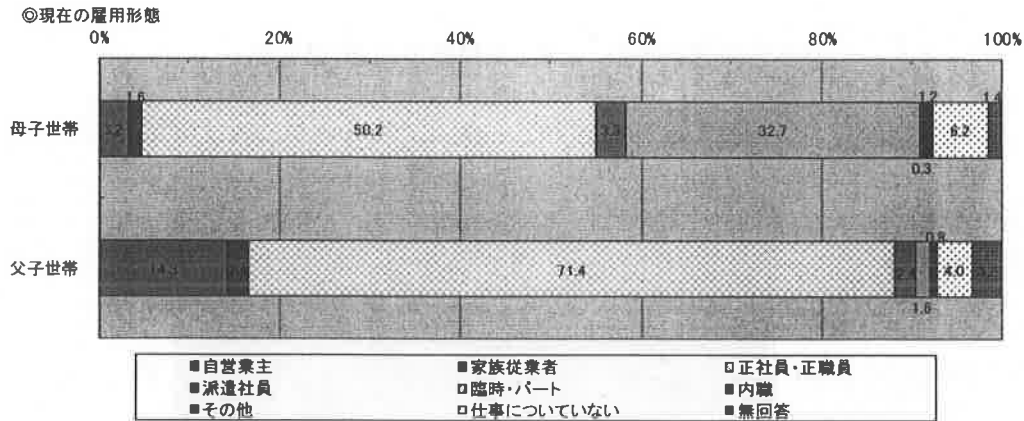


「高齢者世帯」…65歳以上のみ又は18歳未満の者との同居世帯。

「その他世帯」…高齢者、母子、障害者・傷病者の各世帯以外で、いわゆる稼働年齢層といわれる世帯。

④ひとり親世帯の状況

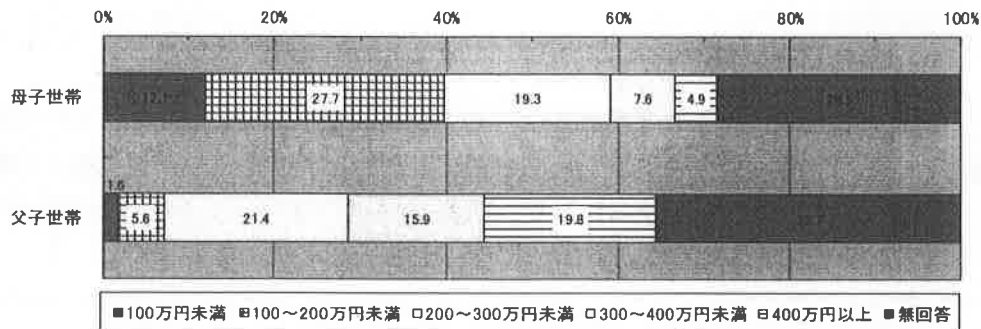
ひとり親世帯の親のうち仕事を持っている人の割合は、母子世帯では92.4%、父子世帯では92.9%となっています。その内訳は、母子世帯、父子世帯ともに「正社員・正職員」が最も多いものの、母子世帯では「臨時・パート」の割合が32.7%と高くなっています。



資料：富山県児童青年家庭課

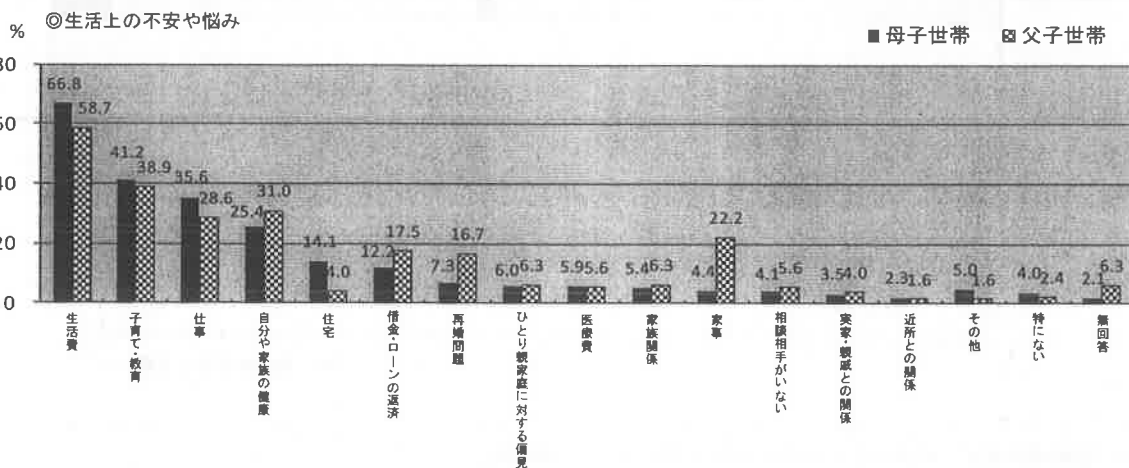
また、年間就労収入は、母子世帯で200万円未満の割合が39.8%と、父子世帯に比べて高くなっています。

◎本人の年間就労収入



資料：富山県児童青年家庭課

こうした、ひとり親世帯の生活上の最も大きな不安や悩みは、母子世帯、父子世帯ともに「生活費」であり、次いで「子育て・教育」となっています。



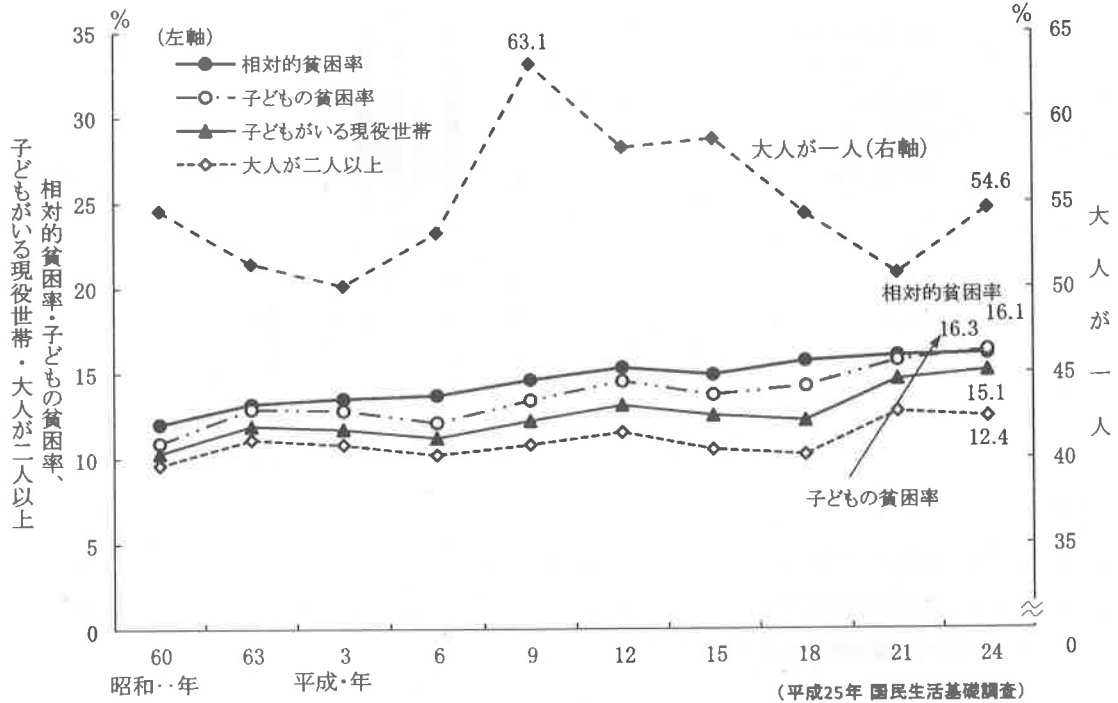
資料：富山県児童青年家庭課

《 参 考 》 我が国における子どもの貧困率

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成24年の我が国における相対的貧困率は16.1%、また子どもの貧困率は16.3%と、いずれも調査開始以降最も高くなっており、特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯（ひとり親家庭等）については54.6%と、調査開始以降50%を超えて推移しています。

(※相対的貧困率：等価可処分所得の中央値の半分の線を貧困線とし、所得が貧困線に満たない世帯員の割合)

◎貧困率の年次推移



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
- 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

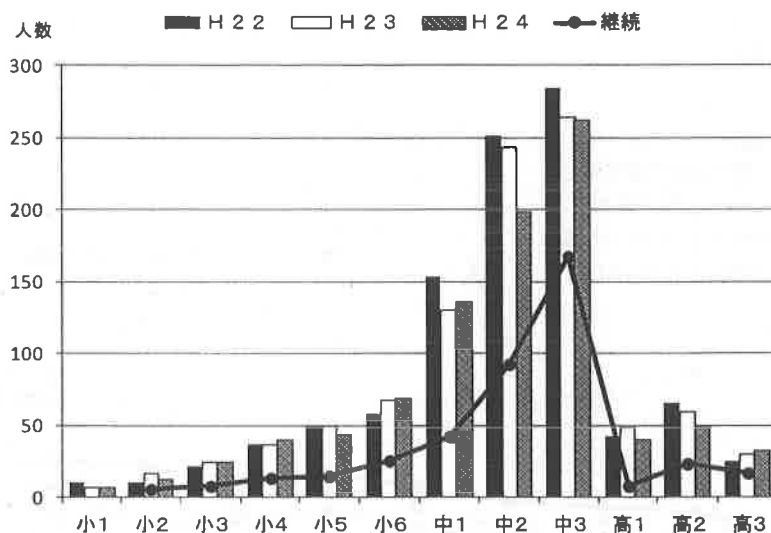
(3) 子どもの状況

①不登校

本県の不登校の児童生徒数は、中学校に入ると急増しています。平成24年は平成23年と比べ全体としては減少しています。

また、不登校状態が継続している生徒数は、中学校時に急増しています。

◎不登校児童生徒数の学年別内訳

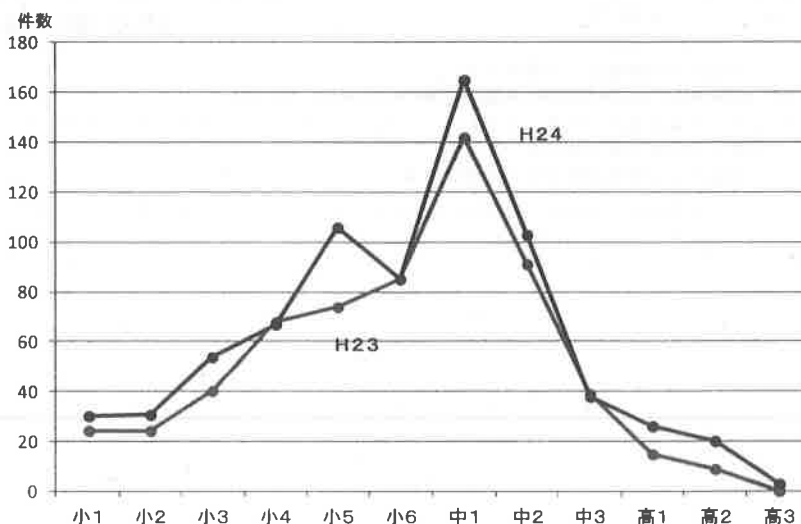


資料: 富山県教育委員会

②いじめ

いじめは学年を問わず発生しており、平成24年は平成23年より増加しています。また、いじめの認知件数は平成23、24年とも中学1年生が多い状況となっています。

◎いじめ認知件数の学年別内訳



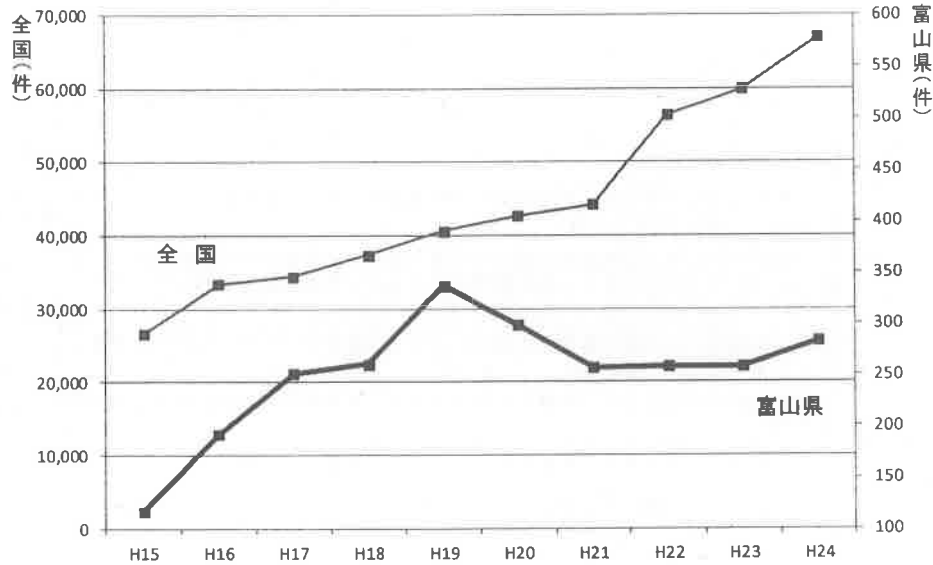
資料: 富山県教育委員会

なお、県では、社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして小中学校に派遣し、子どもの問題行動の背景にある学校が踏み込みにくい家庭の問題について、関係機関と連携して解決に努めています。こうした取り組みにより、これまで、不登校やいじめ等の問題行動が解決したケースも多く、また、学校と保護者との信頼関係の構築や、保護者の就労を支援した例もあります。

③児童虐待

本県の児童虐待の相談対応件数は、平成 20～21 年と減少していましたが、近年は横ばいないし増加傾向にあります。

◎児童虐待相談対応件数(全国、富山県)



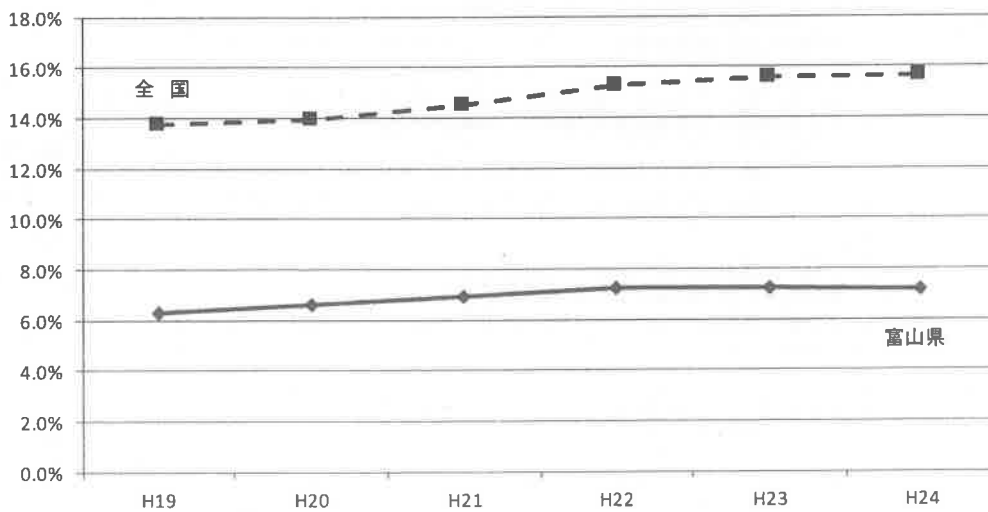
資料 富山県児童青年家庭課

《参 考》

○就学援助の状況

本県の小中学校における就学援助率は、全国に比べて低い水準で推移しており、近年は横ばい傾向にあります。

◎就学援助率の推移



※「就学援助率」… 公立小中学校児童生徒数に占める要保護及び準要保護児童生徒数の割合。
ただし、富山県分には国立及び私立を含む。

資料：富山県教育委員会

「子供の貧困対策」に関連する主な取り組み等（抜粋）

「子供の貧困対策に関する大綱」 における当面の主な重点施策		「子育て支援・少子化対策に関する基本計画」（案）における主な施策等	
		関連する目標指標	
1 教育の支援	学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校専科教員、小中学校・学びサポート講師、小学校英語講師、中1学級支援講師等を活用し、小学校における専科指導、個に応じた学習指導・生活指導等、本県独自の効果的な教育を一層推進 ・自ら課題を見つけ、主体的な問題解決に取り組む資質や能力を育むため、体験的学習や問題解決的学習などを積極的に推進 ・集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成するため、自らのよさや個性を生かし、自主的に活動できるような多様な教育活動を推進 ・いじめ・不登校などの問題行動等に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取り組む ・問題を抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、市町村へスクールソーシャルワーカー(SSW)を派遣 ・不登校やいじめなど問題を抱える児童生徒やその保護者等の相談に対応するため、スクールカウンセラーを配置するとともに、教育事務所管理カウンセラーを派遣 ・解決困難ないじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカーを派遣 ・栄養教諭を中核として、保護者も含めた食育・健康教育の充実と健全な食生活を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別的教育支援計画作成率 ・子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合 ・小中学校における家庭の教育力の向上を目指した「親学び講座」等の実施率 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・いじめ認知件数 ・不登校生徒の出現率
	教育費負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与 ・高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の収入額未満の世帯に「就学支援金」（国制度）を支給 ・私立高校については、低所得世帯に対し、授業料や入学料の免除補助を実施 ・低所得世帯の高校生に奨学のための給付金（国制度）を支給 ・多子世帯に対し、子どもの大学への就学等に必要な費用の確保を支援 	
	貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教員OB等（学習支援ボランティア）による、ひとり親家庭の児童への学習を支援 	
2 生活の支援	その他の教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭を中核として、保護者も含めた食育・健康教育の充実と健全な食生活を推進（再掲） ・「放課後子ども教室」では、地域の方々の参画による様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養に努める ・子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応するために、電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能の充実 ・地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供 ・自主性、思いやりの心、協調性、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験や異年齢集団による集団宿泊体験等の体験活動の充実を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの朝食欠食率 ・公民館における子どもの自然体験活動・ふるさと学習への参加人数
	保護者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関する各分野の相談機関等との連携強化と相談員の資質向上 ・子育て家庭に身近な場所で、情報の集約や提供、相談・助言等を行う機能の充実 ・地域・保護者のニーズに応じた多様な保育の提供を支援（延長保育、休日保育、病児・病後児保育など） ・保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等における一時預かり事業の促進 ・母子父子自立支援員の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭などが身近なところで相談できるよう、相談機能を充実 ・民生委員・児童委員等地域の相談機関や市町村などとの連携を促進 ・養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進 ・家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進 ・ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、又は就業のための訓練が受けられるよう、保育所への優先入所や子どもの居場所づくりを促進 ・生活困窮者に対する就労その他の自立に関する相談支援の取組みを促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常保育の受入児童数 ・待機児童数 ・延長保育実施保育所数 ・休日保育実施保育所数 ・一時預かり事業実施箇所数 ・病児・病後児事業実施箇所数 ・地域子育て支援センター数

「子供の貧困対策に関する大綱」における当面の主な重点施策		「子育て支援・少子化対策に関する基本計画」(案)における主な施策等	
			関連する目標指標
2 生活の支援(つづき)	子供の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを施設や里親のもとで養育するとともに、養育にあたっては、より家庭的な環境で愛着関係の形成が図られるよう、ケア単位の小規模化(小規模グループケア)や小規模住居型養育事業(ファミリーホーム)を含めた里親委託などを推進 民生・児童委員はじめ関係機関・団体、住民が連携し、地域ぐるみでの児童虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進 児童相談所において児童虐待等に早期に対応するための相談体制を整備 児童相談所家庭児童相談員研修の実施などを通して、市町村の相談体制の整備を支援 施設退所児の子どもを自立を支援するため、就職に有利な資格取得支援や身元保証人対策確保事業を実施 子供の頃からの望ましい生活・食習慣を形成するため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動、家族揃った食事の啓発 思春期の心や身体の不安や悩みに対応するため、厚生センターにおける電話相談(思春期テレフォン)面接相談など相談体制を充実 放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保 次世代を担う児童の健全育成を支援 家庭、学校、地域社会、事業者などの関係機関・団体等の連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止法の通告義務の認知度 里親等委託率 子どもの朝食欠食率 放課後児童クラブ数 放課後児童クラブ登録者数 放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数 とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数 子育てシニアサポーターのうち、子育て支援活動している人の数 県児童クラブ連合会認定指導員数
	その他の生活支援(子どもの就労、住宅確保等)	<ul style="list-style-type: none"> 学校間の連携を図る進路指導主事連絡会や、ハローワーク等との連携を図る就職支援担当者会議を随時開催し求人状況や就職支援のノウハウの共有化を推進 施設退所児の子どもを自立を支援するため、就職に有利な資格取得支援や身元保証人対策確保事業を実施(再掲) キャリア教育の推進(社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業の実施、高校生インターンシップ等) 未内定者支援としてキャリア支援員を配置し、学校の就職指導を支援する体制を整備 ヤングジョブとやまにおけるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーのほか、合同企業説明会の開催などの就職支援により若者の正規雇用を図る フリーターやニート等の若者を支援するため、富山県若者サポートステーションにおいてカウンセリングや通所型の自立トレーニング、職場体験を実施 若者自立支援ネットワークを構築し、専門的な支援を継続的に提供するなど若者の自立を支援 三世代同居住宅や多子同居住宅の新築、購入、改良に必要な資金を低利融資 県営住宅において、多子世帯の優先的な入居への配慮や、未就学児が居る世帯の入居収入基準の緩和などにより、安心して子育てができる住環境の確保を支援 離職等により住宅を失った生活困窮者等に対して住居確保給付金を支給 	<ul style="list-style-type: none"> 若者(15~34歳)の正規雇用率 新規大卒就職者の入職3年目までの離職率 新規高卒就職者の入職3年目までの離職率
3 保護者の就労の支援	ひとり親家庭の親の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親家庭の親等に対し、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供 ひとり親家庭の親が、就職に有利で経済的自立の効果が高い看護師、保育士等の資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減し資格取得が容易となるよう、給付金を支給 	
	生活困窮者や生活保護受給者への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対する就労その他の自立に関する相談支援の取り組みを促進 	
	保護者の学び直しの支援	<ul style="list-style-type: none"> 離職者のための多様な質の高い職業訓練の機会を機動的に確保・提供し、きめ細かな就職支援を行う 結婚・出産等を機にいったん離職した女性の再就職や起業をはじめ、女性の様々なチャレンジにかかる相談にきめ細かく対応し、就業等を支援 	
4 経済的支援	児童扶養手当と公的年金の供給調整見直し	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施(※児童扶養手当と公的年金との併給制限を見直し) 	このほかにも、「教育費負担の軽減」に記載した取り組みをはじめ、医療費助成や保育料の軽減、子育て応援券の配布など、各分野においてきめ細かな経済支援を実施
	母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施(※母子寡婦福祉資金の貸付対象に、父子家庭の父を追加) 	
	養育費の確保に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進 	

子育て支援・少子化対策に関する基本計画の中間報告（案）

参考資料

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての県民が一体となって子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、それぞれの役割を示すもの

2 計画の性格・役割

- 子育て支援・少子化対策案に基づき計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づき計画
- 【新】子ども・子育て支援法に基づき県の子ども・子育て支援事業計画
- 【新】子ども・若者育成支援推進法に基づき計画
- 【新】母子保健計画策定指針に基づき計画

3 計画の期間

平成27年度～31年度（5年間）

第2章 計画策定の背景

1 少子化の進行

- 少子化の進行（出生数、出生率の低下）
 （要因）□未婚化・晩婚化・非婚化の進行、
 □初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下
 （背景）■結婚に対する意識の変化
 ■出会いの機会の減少と経済的不安
 ■子育ての経済的、精神的負担感
 ■子どもの教の理想と現実のギャップ

（影響）○子どものすこやかな成長への影響
 ○地域社会への影響

2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

（家庭と地域社会の状況）

- 家族形態の変化
- 親からの支援
- 仕事と子育ての状況
- 子育て期の女性の高い就業状況
- 仕事と子育ての両立の難しさ
- 育児休業の取得状況

（子どもの状況）

- 不登校、いじめ
- 児童虐待

（若者の定着の状況）

- 大学等進学時の県外流出
- 大学等卒業時（就職）の県外流出

第3章 計画の目標と基本方針

基本理念

- ① すべての子どもと保護者への支援
- ② 社会全体での取組み
- ③ 価値観の尊重
- ④ 子どもの権利の尊重

安心して子どもを
育てられる環境をつくる。

仕事と家庭生活との両
立が実現できる環境を
つくる。

すべての子どもが心身
ともに健やかに成長
し、次代の社会を担う
者として自立できる環
境をつくる。

3つの基本目標

めざす社会 子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 施策の展開

基本方針Ⅰ

家庭・地域における子育て支援

- 基本的施策
- 1 子育て家庭に対する支援
 - 2 地域における子育て支援の促進
 - 3 安心して子育てができる生活環境の整備
 - 4 母と子の健康づくりへの支援

基本方針Ⅱ

仕事と子育ての両立支援

- 基本的施策
- 1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進
 - 2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備
 - 3 就業支援

基本方針Ⅲ

子どもの健やかな成長の支援

- 基本的施策
- 1 子どもの権利と利益の尊重
 - 2 子どもの健全な育成
 - 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進
 - 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

基本方針Ⅳ

次世代を担う若者への支援

- 基本的施策
- 1 結婚を希望する男女への支援
 - 2 ライフプラン教育の推進
 - 3 若者の定着支援

2 目標指標

第5章 幼児期の教育・保育の見込み、確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期

第6章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
- 2 国への提言・要望

・県民、保護者、事業者、行政（県、市町村）の役割とともに、互いにパートナーシップのもとに連携を図り、取り組んでいく。
 ・国に対して、地域の実情等に関する必要な提言・要望等を行う。
 ・子育て支援・少子化対策策定会議において、施策の点検・評価を行い、公表。
 ・その際、目標指標と目標値を設定し、PDCAサイクルによるフォローアップを行い、目標達成をめざす。

「子どもの貧困対策に関する大綱」と「子育て支援・少子化対策基本計画」との項目対比

「子どもの貧困対策に関する大綱」における当面の重点施策	「子育て支援・少子化対策基本計画」(案)における関係項目
<p>1 教育の支援</p> <p>(1) 学校をプラットフォームとして子供の貧困対策の推進</p> <p>① 学校教育による学力保障</p> <p>② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携</p> <p>③ 地域による学習支援</p> <p>(2) 教育費負担の軽減</p> <p>① 幼児教育の無償化に向けた段階的取組</p> <p>② 高校生等奨学金等による経済的負担の軽減</p> <p>③ 特別支援教育に関する支援の充実</p> <p>④ 大学生等進学に対する教育機会の保障</p> <p>(3) 生活困窮世帯等への学習支援</p> <p>(4) その他の教育支援</p> <p>① 子供の食事・栄養状態の確保</p> <p>② 多様な体験活動の機会の提供</p>	<p>III 4 ② 少人数教育の推進</p> <p>III 1 ② 市町村や関係機関との役割分担と連携強化</p> <p>III 2 ① 地域や学校との連携による多様な体験・交流活動の促進</p> <p>V 1 ① 出産・保育・医療等に係る経費の助成</p> <p>V 1 ① 就学に係る経費の助成</p> <p>III 4 ② 障害のある子どもに対する支援体制の充実</p> <p>V 1 ① 就学に係る経費の助成</p> <p>I 1 ② 放課後児童クラブ等の拡充と指導員の資質の向上等</p> <p>I 1 ③ 相談や情報提供の充実</p> <p>III 2 ③ 食育と子どもたちの基本的な生活習慣づくりの推進</p> <p>III 2 ① 子どもの多様な体験・交流活動の促進</p>
<p>2 生活の支援</p> <p>(1) 保護者の生活支援</p> <p>① 保護者の自立支援</p> <p>② 保育等の確保</p> <p>(2) 子供の生活支援</p> <p>① 児童養護施設等の退所児童等の支援</p> <p>② 食育の推進に関する支援</p> <p>③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援</p> <p>(3) 関係機関が連携した支援体制の整備</p> <p>(4) 子供の就労支援</p> <p>(5) 支援する人員の確保等</p> <p>(6) その他の生活支援</p> <p>① 妊娠期からの切れ目のない支援等</p> <p>② 住宅支援</p>	<p>I 1 ① 情報提供・専門的な相談の実施</p> <p>I 1 ③ ひとり親家庭等に対する支援</p> <p>I 1 ② 幼児教育・保育・子育て支援サービスの充実</p> <p>III 1 ③ 養護を要する子どもへの支援</p> <p>III 2 ③ 食育と子どもたちの基本的な生活習慣づくりの推進</p> <p>I 2 ② 子育て支援活動の促進</p> <p>III 1 ② 市町村や関係機関との役割分担と連携強化</p> <p>II 3 ② 若者に対する就業意識の啓発、自立支援</p> <p>II 3 ③ ひとり親家庭などへの自立支援の推進</p> <p>IV 3 ① U I J ターン、定住・半定住の促進</p> <p>III 1 ③ 施設職員の資質向上への支援</p> <p>I 2 ③ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>V 1 ① 住宅などに係る経費の助成</p>
<p>3 保護者に対する就労の支援</p> <p>(1) ひとり親家庭の親の就業支援</p> <p>(2) 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援</p> <p>(3) 保護者の学び直しの支援</p> <p>(4) 在宅就業に関する支援の推進</p>	<p>II 3 ③ ひとり親家庭などへの自立支援の推進</p> <p>II 3 ① 就業支援プログラムの充実による再就業の支援</p> <p>II 3 ① 就業支援プログラムの充実による再就業の支援</p> <p>II 3 ③ ひとり親家庭などへの自立支援の推進</p> <p>II 3 ① キャリアアップや再就職等の促進</p>
<p>4 経済的支援</p> <p>(1) 児童扶養手当と公的年金の供給調整見直し</p> <p>(2) ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究</p> <p>(3) 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡充</p> <p>(4) 養育費の確保に関する支援</p>	<p>I 1 ③ 生活支援の推進</p> <p>I 1 ③ ひとり親家庭等に対する支援</p> <p>I 1 ③ 生活支援の推進</p> <p>I 1 ③ 相談や情報提供機能の充実</p>

